

新旧対照表

○千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則

改正後	現行
<p>(貸付金の限度額、償還期間等)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下この条において同じ。）は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十一条 <u>又は第十六条</u>の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内</p> <p>六・七 略</p> <p>八 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成二十二年法律第三十六号）<u>第十九条</u>の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内</p> <p>九 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(貸付金の限度額、償還期間等)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下この条において同じ。）は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十一条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内</p> <p>六・七 略</p> <p>八 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成二十二年法律第三十六号）<u>第十二条</u>の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内</p> <p>九 略</p> <p>4・5 略</p>